

(様式例第11)

山陰労病発 第487号  
平成 29年 10月5日

鳥取県知事 殿

申請者 住 所 鳥取県米子市皆生新田1丁目8番1号  
氏 名 独立行政法人 労働者健康安全機構  
氏 名 山陰労災病院 院長 大野 耕策

山陰労災病院の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、平成28年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号
氏名	独立行政法人 労働者健康安全機構

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

山陰労災病院

3 所在の場所

〒683-8605

鳥取県米子市皆生新田1丁目8番1号

電話 (0859) 33-8181

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
床	床	床	床	377床	377床

## 5 施設の構造設備

施設名	設備概要
高次治療室	(主な設備) 病床数 8床 救急蘇生装置 : 人工呼吸器(ベンチベーター840) 2台 除細動器 : PCPS(SP101) 1台 IABP(CS300) 1台 心電計 : TEC-7731 1台 呼吸循環監視装置 : セントラルモニター(CNS9601) 1台 ベットサイドモニター(BSM5105) 2台 ベットサイドモニター(BSM2303) 6台
化学検査室	(主な設備) 生化学自動分析装置 2台、グリコヘモグロビン分析装置、NH3分析装置、超低温フリーザー(-80°C)、低温フリーザー(-30°C)
細菌検査室	(主な設備) 安全キャビネット、冷蔵庫、恒温器オートクレーブ、フリーザー、顕微鏡、遠心機、血液培養装置、細菌同定感性装置
病理検査室	(主な設備) 安全キャビネット、自動染色装置、インキュベータ×2、写真撮影装置、カセット印字機器、冷蔵庫、自動免疫染色装置、遠心機、局所排気装置×2、自動固定包埋装置×2、はかり、検体前処理装置(包埋センター)、スライド印字器、顕微鏡×4、ミクロトーム、クリオスタット
病理解剖室	(主な設備) 解剖台、無影灯、写真撮影装置、はかり、オートクレーブ、電気カッター
研究室	(主な設備) 電子カルテ、プロジェクター、ホワイトボード、シャーカステン、腹部エコー、机、椅子
講義室	室数 2 室 収容定員 80 人
図書室	室数 1 室 蔵所数 4,000 冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) 保有台数 1 台 酸素ボンベ
医薬品情報管理室	[専用室] 床面積 10.8 m <sup>2</sup>

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院紹介率	67.5 %	算定期間	平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日			
地域医療支援病院逆紹介率	121.5 %					
算出根拠	A : 紹介患者の数			人		
	B : 初診患者の数			別紙参照		
	C : 逆紹介患者の数			人		

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受け入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
詳細は別紙のとおり			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	34 床
専用病床	8 床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

### 3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
救急処置室	210.6 m <sup>2</sup>	(主な設備) 診察室、処置室	可
手術室(6室)	448.4 m <sup>2</sup>	(主な設備) 移動型エックス線装置	"
第14撮影室	70.95 m <sup>2</sup>	(主な設備) 血管透視撮影装置	"
第15撮影室	60.68 m <sup>2</sup>	(主な設備) 血管透視撮影装置	"
第16撮影室	48.53 m <sup>2</sup>	(主な設備) 3Tテスラ MRI	"
第12撮影室	33.5 m <sup>2</sup>	(主な設備) 64列 CT	"
中央検査室	461.4 m <sup>2</sup>	(主な設備) 血液学的・生化学的・免疫学的・微生物学的検査装置	"
高次治療室(HCU)8床	129.6 m <sup>2</sup>	(主な設備) 救急蘇生装置他	"

### 4 備考

救急告知病院 昭和55年4月11日

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。  
既に、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について(昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知)に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

### 5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した 救急患者の数	2,418人 (1,453人)
上記以外の救急患者の数	6,956人 (1,039人)
合計	9,374人 (2,492人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

### 6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1台
---------------	----

(様式例第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）のための体制が整備されていることを証する書類

### 1 共同利用の実績

#### ★ 高額医療機器共同利用状況

(H28.4.1～H29.3.31)

- ・ C T 52件
- ・ R I 59件
- ・ M R I 53件

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

### 2 共同利用の範囲等

- \* 放射線科内 検査機器一式：M R I C T 血管撮影装置 シンチ 他
- \* 内視鏡室内 検査機器一式：ファイバースコープ 他
- \* 病室：開放病床

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

### 3 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規定の有無 (有)・無

イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名：

職種：医師（副院長）

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

### 4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
	詳細は別紙の通り			

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	5 床
--------------	-----

(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

地域医師会、保険医療機関、福祉機関、行政機関等と連携を図りながらレベルの向上を図る為各種研修会を行っている。

(詳細は別紙のとおり)

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	15 回
(2) (1) の合計研修者数	269 人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものも記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無  有  無  
イ 研修委員会設置の有無  有  無  
ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経験数	特記事項
	別紙参照				

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

#### 4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
3階 大会議室	120.5 m <sup>2</sup>	(主な設備) 机、椅子、ホワイトボード、放送設備、 シャーカステン、プロジェクター
3階 小会議室	24.8 m <sup>2</sup>	(主な設備) 机、椅子、ホワイトボード、放送設備
サンルーム	42.0 m <sup>2</sup>	(主な設備) 机、椅子、シャーカステン、 プロジェクター

(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	病院長 大野 耕策
管理担当者氏名	総務課長

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		総務課 医事課	日付順 ID順
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	地域医療連携室	ファイル
	救急医療の提供の実績	医事課	ファイル
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	総務課 医事課	ファイル
	閲覧実績	総務課 医事課	ファイル
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	地域医療連携室	ファイル

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	医事課長
閲覧担当者氏名	医事係長
閲覧の求めに応じる場所	医事課
閲覧の手続の概要	
<ol style="list-style-type: none"> <li>別表に定める病院の管理及び運営に関する諸記録（以下「諸記録」という。）の閲覧を請求できる者は、当院に患者を紹介しようとする医師及び歯科医師とする。</li> <li>諸記録の閲覧を請求しようとする者（以下「閲覧請求者」という。）は、所定の様式により閲覧の責任者（以下「閲覧責任者」という。）に申し出なければならない。</li> <li>閲覧責任者は、諸記録の閲覧が患者の秘密を害する恐れがある場合は、これを拒否することができる。</li> <li>閲覧責任者は、閲覧の請求を拒否した場合は、その旨を閲覧請求者に通知しなければならない。</li> </ol>	
【別 表】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同利用の実績</li> <li>・救急医療の提供の実績</li> <li>・地域医療の医療従事者の資質の向上を図るために研修の実施</li> <li>・閲覧の実績</li> <li>・紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績を明らかにする帳簿</li> </ul>	

前年度の総閲覧件数		一 件
閲 覧 者 別	医師	件
	歯科医師	件
	地方公共団体	件
	その他	件

(様式例第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	4回	
委員会における議論の概要		
<ul style="list-style-type: none"><li>* 救急医療の提供体制及び活動状況</li><li>* 地域医療従事者に対する研修の実施</li><li>* 地域保健向上のための予防医療にかかる事項</li><li>* 各種連携バス利用状況</li><li>* 医療提供後の介護・福祉との連携体制</li><li>* 地域医療推進に必要な事項</li></ul>		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(様式例第19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室・病棟カンファレンス室
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	MSW
患者相談件数	3, 623件
患者相談の概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>* 心理的、社会的問題援助</li> <li>* 退院援助</li> <li>* 社会復帰援助</li> <li>* 受療援助</li> <li>* 経済的問題援助</li> <li>* 関係機関(者)との連携・協力・調整援助</li> </ul>	

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

# 28年度 地域医療支援病院紹介率・逆紹介率

累計		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
支紹	援介率	70.8%	65.9%	69.5%	63.2%	67.3%	67.0%	66.5%	72.4%	61.6%	68.9%	64.4%	72.8%	67.5%
①	初診料算定患者数	1,183	1,270	1,264	1,182	1,331	1,243	1,247	1,115	1,268	1,128	847	1,087	14,165
②	紹介初診患者数	517	484	576	441	565	498	520	495	491	448	377	503	5,915
③	初診救急車搬入患者数	125	144	138	129	147	114	119	134	152	121	56	135	1,514
④	休日・夜間初診患者数	295	371	260	324	306	345	311	266	279	312	182	224	3,475
⑤	健診受診後、治療開始した患者数	33	21	37	31	39	41	35	31	40	45	24	37	414
支逆	援紹介率	136.2%	132.6%	128.3%	130.2%	111.3%	120.9%	110.0%	129.7%	116.9%	121.2%	104.8%	115.1%	121.5%
⑥	診療情報提供料算定件数	994	973	1,064	909	934	898	860	887	932	788	613	795	10,647

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
1	医師				
2	"				
3	"				
4	"				
5	"				
6	"				
7	"				
8	"				
9	"				
10	"				
11	"				
12	"				
13	"				
14	"				
15	"				
16	"				
17	"				
18	"				
19	"				
20	"				
21	"				
22	"				
23	"				
24	"				
25	"				
26	"				
27	"				
28	"				
29	"				
30	"				

31	医師
32	"
33	"
34	"
35	"
36	"
37	"
38	"
39	"
40	"
41	"
42	"
43	"
44	"
45	"
46	"
47	"
48	"
49	"
50	"
51	"
52	"
53	"
54	"
55	"
56	"
57	"
58	"
59	"
60	"
61	"
62	"

1	看護師
2	"
3	"
4	"
4	"
5	"
6	"
7	"
8	"
9	"
10	"
11	"
12	"
13	"
14	"
15	"
16	"
17	"
18	"
19	"
20	"
21	"
22	"
23	"
24	"
25	"



## 山陰労災病院共同利用規程

### (目的)

第1条 この規程は、山陰労災病院が鳥取県西部医療圏における地域医療支援病院として、医療提供の効率化と医療の質向上に向けて一層の努力をしつつ、患者中心の一貫性のある医療提供と地域医療従事者の生涯研修に貢献すべく高額医療機器等の共同利用及び病院施設設備の開放を可能にし、地域医療のさらなる充実と発展に寄与することを目的とし、必要事項を定めるものとする。

### (共同利用)

第2条 山陰労災病院は、鳥取県西部医療圏における全ての医師及び歯科医師に対する医療機器の共同利用のために施設設備を開放する。その際、病院及び職員は、医療機器の共同利用に関する活動を支援し、かつ便宜を図らなければならない。

2 共同利用に係る医療機器は、CT・MR・RI・一般撮影装置・血管撮影装置・超音波検査装置・脳波検査装置・内視鏡検査装置・気管支鏡検査装置・血液総合検査装置等とする。

### (研修)

第3条 山陰労災病院は、鳥取県西部医療圏における医療従事者の研修活動を支援すると共に、その便宜を図らなければならない。

- (1) 医師及び歯科医師に対し院内研究会・研修会、院内講演会等への参加の機会を設け、看護・リハビリテーション・介護等についての質向上に資するものとする。
- (2) 看護職及び医療職等の医療従事者に対し、実務研修会等の機会を設け、看護・リハビリテーション・介護等について質向上に資するものとする。
- (3) 各医療機関の事務職に対し、保険請求事務・業務改善等に関する研修の機会を設け、医療機関経営の合理化・効率化など事務的業務の向上に資するものとする。

### (図書等の共同利用)

第4条 山陰労災病院は、鳥取県西部医療圏における医療従事者に対し、診療・研究・教育支援のために図書の閲覧、資料や情報などの提供をする。

### 附 則

この規程は、平成19年4月1日より適用する。

覺書

平成 8年 7月

山陰労災病院

鳥取県西部医師会

覚書

労働者健康福祉機構山陰労災病院(以下「甲」という。)と社団法人鳥取県西部医師会(以下「乙」という。)とは、山陰労災病院開放病床の運営に関する規約に基づき、甲及び乙が協力して開放病床の円滑な運営を推進するために、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成16年4月1日

甲 鳥取県米子市皆生新田1-8-1

労働者健康福祉機構 山陰労災病院

院長 川崎 寛中

乙 鳥取県米子市久米町136

社団法人 鳥取県西部医師会

会長 魚谷 純

山陰労災病院開放病床の  
運営に関する諸規定

平成 8年 7月

山陰労災病院  
鳥取県西部医師会

## 山陰労災病院開放型病床運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、山陰労災病院（以下「病院」という。）と鳥取県西部医師会（以下「医師会」という。）との協議により病院内に開放病床を設置し、相互に医学の進歩に対応し、医療技術の向上を図り、包括的で一貫性のある医療を住民に提供することを目的とする。

### (業務)

第2条 本要綱における開放病床とは、第4条による登録医が自ら病院に赴いて入院させた患者に対して、診療及び指導を病院医師と共同して行うことのできる病院内の病床をいう。

2. 開放病床における診療及び看護は、病院の診療及び看護方針に基づき行うものとする。

### (運営委員会)

第3条 開放病床の運営を有効且つ円滑にするために、山陰労災病院開放病床運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2. 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会細則に定める。

### (登録医)

第4条 開放病床を利用しようとする医師会会員は、所定の登録医申請書（様式1号）に記入のうえ、西部医師会長の推薦を経て病院長に提出するものとする。

2. 病院長は、第3条に定める運営委員会に諮り登録を承認するものとする。病院長は、登録を承認された医師（以下「登録医」という。）に対して登録医証（様式2号）を交付するものとする。

3. 登録の期間は、2年間とし、病院及び登録医双方に異存のない場合は、自動的に延長し、以後同様とする。

但し、病院長又は、医師会長が不適当と判断した場合は、第3条に定める委員会に諮り、登録を取り消すことができるものとする。

また、年度中途でも登録ができるものとする。

### (診療)

第5条 登録医は、別に定める山陰労災病院開放病床運営実施要領に基づき、自己の届出入院させた患者の診療及び指導を病院担当医師と共にして行うものとする。

### (その他)

第6条 本要綱に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会の議を経て病院長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成8年 7月 1日から実施する。

## 山陰労災病院開放病床運営実施要領

### (開放病床の編成)

- 第1条 開放病床は、5床とする。
- 2 病院長は、開放病床の円滑な運営を図るため、病院医師を開放病床医長及び開放病床副医長に指名するものとする。
- 3 鳥取県西部医師会長は、登録医の中から開放病床主任1名及び開放病床副主任1名を指名するものとする。

### (患者の入院、退院)

- 第2条 登録医は、自己の診察した患者を開放病床に入院させようとするときは、開放病床入院依頼票（様式3号）を開放病床医長を経由して病院長に提出し、承認を受けるものとする。
- 2 開放病床医長は、開放病床に患者（以下「開放病床患者」という。）を収容するとともに病院長と協議し、病院の医師を開放病床担当医（以下「担当医」という。）に指名する。  
また、登録医に対し、担当医を連絡するものとする。
- 3 入院期間は、原則として1ヶ月を限度とする。
- 4 退院の決定は、担当医、登録医及び開放病床医長の意見を聞いて、病院長が行うものとする。

### (診療)

- 第3条 開放病床患者に関する診療は、病院長の管理下にあるものとする。
- 2 登録医の診療時間は、原則として、午後1時より午後3時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日は、除く）の間とする。それ以外の時間帯において診療する場合は、予め開放病床医長に連絡するものとする。

### (登録医の義務)

- 第4条 登録医は、病院規則を守るとともに病院内においては、所定の診察衣を着用し、名札をつけることとする。
- 2 登録医の過失により病院に損害を与えたときは、登録医は、賠償の責任を負わなければならない。
- 3 登録医は、病院が開催する学術的会合に出席し、生涯教育の研鑽に勤めるものとする。

### (連絡会及び研究会)

- 第5条 登録医及び開放病院の関係者は、必要な都度連絡会及び症例検討会等の研究会を開催するものとする。
- 2 前項の連絡会及び研究会は、開放病床医長及び開放病床副医長が世話人として行うものとする。

### (付属施設の利用)

- 第5条 登録医は、病院の指定する控室、図書室を利用することができます。

### (その他)

- 第6条 本要領に定めのない事項については、その都度協議することとする。

附 則  
この要領は、平成8年 7月 1日から実施する。

## 山陰労災病院開放病床運営委員会細則

### (目的)

第1条 山陰労災病院開放病床運営要綱第3条に基づく山陰労災病院開放病床運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項は、この細則の定めるところによるものとする。

### (組織)

第2条 委員会は、委員長1名、副委員長2名、委員11名をもって組織する。

2 委員長は、山陰労災病院長、副委員長は、同病院副院长及び鳥取県西部医師会長をあてるにとどめる。

3 委員は、山陰労災病院 6名。

開放病床医長、同開放病床副医長、看護副部長、

開放病棟婦長（2名）、医事課長

登録医 5名

開放病床主任、同副主任、登録医（3名）を  
あてるものとする。

### (委員会)

第3条 委員会は、原則として、年4回開催するものとする。

2 委員長が必要と認めたときは、臨時に委員会を開催することができるものとする。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

5 委員会は、必要な場合に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができるものとする。

### (審議事項)

第4条 委員会は、開放病床の運営管理に関する事項を審議するものとする。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、山陰労災病院医事課が行う。

### (その他)

第6条 本細則に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会の議を経て、委員長が定めるものとする。

### 附 則

本細則は、平成8年 7月 1日より実施する。

## 登録医師・歯科医師名簿

	氏名	主たる 診療科	所属医療機関			地域医療支援 病院開設者との 経営上の関係
			医療機関名	開設者氏名	住所	
1		整形外科	赤松整形外科医院	赤松 凱彦	米子市富士見町2-10-3	無
2		内科	足立医院	足立 史郎	米子市淀江町淀江790	無
3		内科	安達医院	安達 敏明	米子市両三柳2048	無
4		脳外・外科	あだち脳神経外科クリニック	芦立 崑	米子市西福原1-1-12	無
5		内科	安部内科医院	安部 邦樹	米子市新開6-4-9	無
6		耳鼻科	阿部クリニック	阿部 博章	米子市福市2276-1	無
7		耳鼻咽喉科	荒川耳鼻咽喉科	荒川 雄司	米子市東福原6-12-43	無
8		内科	旗ヶ崎内科クリニック	石井 敏雄	米子市旗ヶ崎9-14-29	無
9		内科	石川内科胃腸科医院	石川 好明	米子市義方町14-5	無
10		内科	〃	〃	〃	無
11		内科	石田内科循環器科医院	石田 寿一	米子市夜見町1758-1	無
12		内科	潮医院	潮 晴美	西伯郡南部町天万1534-1	無
13		内科	岡崎内科医院	岡崎 幸男	米子市上福原2-17-20	無
14		内科	おおの小児科内科医院	大野 雅子	米子市西福原3-10-34	無
15		内科	真誠会セントラルクリニック	小田 貢	米子市河崎580	無
16		内科	越智内科医院	越智 勤	米子市加茂町1-21	無
17		内科	川田内科医院	川田 秀一	米子市皆生温泉1-4-1	無
18		内科	木下内科医院	木下 大吉	米子市河崎987	無
19		外科	キマチ・リハビリテーション病院	来海 秀和	西伯郡大山町富長755-5	無
20		内科	木村内科医院	木村 祐宏	米子市天神町2-35	無
21		皮膚科	木村皮膚科クリニック	木村 秀一朗	米子市東福原3-8-58	無
22		内科	クリ内科胃腸科クリニック	栗原 達郎	米子市西福原6-2-28	無
23		神経内科	大山口診療所	久野 宣年	西伯郡大山町末長483-3	無
24		内科	小竹内科循環器クリニック	小竹 寛	米子市角盤町2-101-6	無
25		内科	佐々木医院	佐々木 博史	西伯郡大山町田中646-1	無
26		内科	佐伯医院	佐伯 良人	日野郡江府町江尾1997	無
27		内科	弓場医院	山藤 靖展	米子市旗ヶ崎2-12-10	無
28		内科	下山医院	下山 晶士	米子市上福原5-5-43	無
29		精神	〃	〃	〃	無
30		内科	高田内科医院	高田 貢太郎	境港市東雲町7	無
31		外科	竹内医院	竹内 隆	米子市祇園町2-100	無
32		内科	飛田医院	飛田 義信	西伯郡伯耆町溝口243-2	無
33		〃	〃	〃	〃	無
34		内科	富長内科眼科クリニック	富長 将人	米子市東福原5-12-19	無
35		精神科	永見医院	永見 実	米子市久米町284-2	無
36		産婦人科	長田産科婦人科医院	長田 昭夫	米子市上後藤8-5-1	無
37		外科	新田外科胃腸科病院	新田 晴生	米子市中島2-1-46	無
38		内科	野口内科クリニック	野口 俊之	米子市角盤町4-5-2	無
39		内科	野坂医院	野坂 美仁	米子市上新印256-6	無
40		内科	野坂内科医院	野坂 康雄	米子市博労町1-48-3	無



## 28. 指導医等の氏名

病院施設番号: 030893

## 連床研修病院名称: 山陰労災病院

別紙4  
(No. 1)

担当分野	氏名	所属	役職
小児科		山陰労災病院	院長
内科		山陰労災病院	消化器内科部長
内科		山陰労災病院	消化器内科医師
内科		山陰労災病院	糖尿病・代謝内科部長
内科		山陰労災病院	糖尿病・代謝内科副部長
内科		山陰労災病院	消化器内科医師
内科		山陰労災病院	消化器内科医師
内科		山陰労災病院	第二消化器内科部長
内科		山陰労災病院	第三消化器内科部長
内科		山陰労災病院	消化器内科副部長
内科		山陰労災病院	消化器内科副部長
内科		山陰労災病院	第二腎臓内科部長
内科		山陰労災病院	腎臓内科部長
内科		山陰労災病院	呼吸器・感染症内科部長

※「係属」欄には、担当医等が所属する係統及び、係長の名前を記入すること。※「指揮」欄には、指導医等に係る指揮を受ける旨や、取扱した専門医師等に記入すること。※「プログラム番号」欄には、指導医等が担当するすべての研修プログラム名前又は記入すること。(プログラム番号を記入している場合には番号には番号を記入すること。)※「プログラム責任者」欄には、研修実施責任者及び指導医等については、「係長」欄にその名前又はプログラム番号を記入すること。※「プログラム責任者」欄にページ数を記入すること。※「プログラム責任者」欄に「(No. )」欄に記入し、併せて研修プログラムの名前又はプログラム番号を記入すること。※「プログラム責任者」欄にその名前を記入し、「(No. )」欄にページ数を記入すること。※「プログラム責任者」欄に「(No. )」欄に記入し、併せて研修プログラムの名前又はプログラム番号を記入すること。※「プログラム責任者」欄にその名前を記入すること。※「プログラム責任者」欄に「(No. )」欄に記入し、併せて研修プログラムの名前又はプログラム番号を記入すること。

## 28. 指導医等の氏名

病院施設設備番号: 030893

臨床研修病院名: 山陰労災病院

別紙4

(No. 2)

内科	山陰労災病院 第二呼吸器・感染症科部長	4
循環器科	山陰労災病院 循環器科医師	4
循環器科	山陰労災病院 循環器科部長	4
循環器科	山陰労災病院 高血压内科部長	4
循環器科	山陰労災病院 循環器科部長	4
循環器科	山陰労災病院 第二循環器科部長	4
循環器科	山陰労災病院 第三循環器科部長	4
精神科	山陰労災病院 精神科部長	4
小児科	山陰労災病院 第二小児科部長	4
小児科	山陰労災病院 第三小児科部長	4
神経内科	山陰労災病院 神経内科部長	4
神経内科	山陰労災病院 第二神経内科部長	4
神経内科	山陰労災病院 神經内科部長	4
外科	山陰労災病院 副院長	4
外科	山陰労災病院 第二外科部長	4
外科	山陰労災病院 内視鏡外科部長	4
外科	山陰労災病院 第二内視鏡外科部長	4
外科	山陰労災病院 消化器外科部長	4
外科	山陰労災病院 第二消化器外科部長	4

※「医匠」欄には、指導医等が所属する病院又は施設の名称を記入すること。

※「医師番号」欄には、指導医に係る番号を記入すること。

※「プログラム番号」欄には、指導した専門医資格名について記入すること。

※「プログラム番号」欄には、指導した専門医資格名又はプログラム番号を記入すること。

※「プログラム責任者、勤務実績責任者及び指導医」欄にその旨を記入し、併せて研修プログラムの名前又はプログラム番号を記入すること。

※「プログラム責任者」欄にその旨を記入すること。

## 28. 指導医等の氏名

病院施設番号: 030893

臨床研修施設名簿: 山陰労災病院

(No. 3)

整形外科	山陰労災病院 整形外科部長	4
整形外科	山陰労災病院 整形外科部長 関節整形外科部長	4
整形外科	山陰労災病院 脊椎整形外科部長	4
整形外科	山陰労災病院 手外科部長	4
整形外科	山陰労災病院 整形外科副部長	4
脳脊髄外科	山陰労災病院 脳脊髄外科部長	4
脳脊髄外科	山陰労災病院 第二脳脊髄外科部長	4
心臓血管外科	山陰労災病院 副院長	2, 3, 4
心臓血管外科	山陰労災病院 心臓血管外科部長	4
心臓血管外科	山陰労災病院 第二心臓血管外科部長	4
皮膚科	山陰労災病院 皮膚科部長	4
産婦人科	山陰労災病院 産婦人科部長	4
産婦人科	山陰労災病院 第二産婦人科部長	4
泌尿器科	山陰労災病院 泌尿器科部長	4
泌尿器科	山陰労災病院 第二泌尿器科部長	4
泌尿器科	山陰労災病院 第三泌尿器科部長	4
眼科	山陰労災病院 眼科部長	4
眼科	山陰労災病院 第二眼科部長	4
耳鼻咽喉科	山陰労災病院 耳鼻咽喉科顧問	4
耳鼻咽喉科	山陰労災病院 第二耳鼻咽喉科部長	4

※ 「所属」欄には、指導医等が所属する病院又は施設の名前を記入すること。

※ 「評価等」欄には、指導医等に係る講習を受けた旨や、取得した専門医資格等について記入すること。  
※ 「プログラム責任者」欄には、指導医等が担当するすべての研修プログラムの名前又はプログラム番号を記入すること。(プログラム番号を記載している場合には番号を記入すること。)。  
※ プログラム責任者、プログラム責任者、研修実習責任者及び指導医については、「複数」欄にその旨を記入し、併せて専修プログラムの名前又はプログラム番号を記入すること。(プログラム番号を取得している場合には番号を記入すること。)。

## 28. 指導医等の氏名

病院施設番号: 030893

(No. 4)

臨床研修病院名稱: 山陰労災病院

耳鼻咽喉科	山陰労災病院	耳鼻咽喉科部長	4
リハビリテー ション科	山陰労災病院	リハビリテーション科部 長	4
放射線科	山陰労災病院	放射線科部長	4
放射線科	山陰労災病院	放射線科副部長	4
麻酔科	山陰労災病院	麻酔科部長	4
麻酔科	山陰労災病院	第二麻酔科部長	4
麻酔科	山陰労災病院	第三麻酔科部長	4
病理	山陰労災病院	病理科部長	4

※ 「所属」欄には、指導医等が所属する病院又は医師の名前を記入すること。

※ 「登録等」欄には、指導医等に就る記号を記した専門医資格等について記入すること。  
※ 「プログラム責任者」欄には、指導医等が担当するすべての研修プログラムの名前又はプログラム番号を記入すること。(プログラム番号を取得している場合には番号を記入すること。)。

※ プログラム責任者、副プログラム責任者、研修実績責任者及び指導医については、「箇号」欄にその名前を記入し、併せて研修プログラムの名前又はプログラム番号を記入すること。(プログラム番号を取得している場合には番号を記入すること。)。

※ 記号が足りない場合には、コピーにより対応し、「(No. )」欄にページ数を記入すること。